

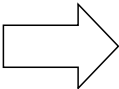
気象警報発令にともなう臨時休業等の扱いについて

向夏の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、岡山市教育委員会による気象警報発令等による臨時休業基準に伴い、基準標記（判断時期）のことについて、下記のようにしていますので、テレビ・ラジオなどの気象情報でご確認の上、よろしくお願いたします。（平成31年3月1日改正）

記

1 午前6時30分に岡山市に下記の警報が発令された場合（岡山県全域、岡山県南、岡山地域を含む）

| | | |
|--|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・暴風警報 ・暴風雪警報・大雪警報 ・特別警報 ・避難勧告、避難指示が発令された地域を含む中学校区 の小中学校 |  | 臨時休業 |
|--|---|-------------|

（1）上記の警報が、午前6時30分に発令されている場合には、その日は臨時休業となります。途中で解除されても登校する必要はありません。

（2）午前6時30分以前に警報が解除されたり、注意報にかわったりした場合には、通常どおり登校させてください。

※ 上記以外の警報や注意報（大雨警報・洪水警報 等）では、臨時休業にはなりません。

2 児童が在校中に警報が発令された場合

状況に応じて、授業中でも下校させることがあります。その時は、学校から各家庭に帰宅連絡（メール配信、または電話）をします。一斉下校を行い途中まで教職員が送る場合があります。

※ やむを得ず留守にしたり連絡がとれなかったりした場合に、家庭でどのように過ごすのかを、各家庭で話し合っておいてください。

3 その他のお願い

（1）学校からの必要連絡が遅れてしまい、対応に支障をきたすこととなりますので、各家庭からの直接電話による学校への問い合わせはご遠慮ください。よろしくお願いいたします。

（2）通学路が浸水などで特に危険を感じられるような状況になった地区は、その状況を学校へ早急にご連絡ください。

（3）次の内容について、各家庭で指導・確認してくださいますようお願いいたします。

- ① 必ず決められた通学路を通して登下校すること。
- ② 浸水中の道路をやむを得ず通る場合は、道路の中央を通ること。
- ③ たれ下がった電線に近づいたり触ったりしないこと。
- ④ こわれたり流されたりする物に近づかないこと。
- ⑤ 保護者が不在の家庭は、お子様が帰宅した際、家の中に入れるよう、鍵を持たせておくか、鍵の所在を知らせておくこと。
- ⑥ 給食をとらずに下校した際、帰宅後、食事ができるようにしておくこと。

給食中止の決定について

岡山地方気象台の情報等に基づき、翌朝までに暴風警報等の発令が予想される場合は、その日の昼12時まで、市教育委員会が翌日の給食の中止を決定します。その場合は、保護者の皆様に給食中止の通知を児童便で配付いたします。

※ 特別警報とは

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量になると予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯性低気圧により大雨(大雪)・

暴風等になると予想される場合に発令される。このほか、津波・火山噴火・地震の特別警報については、それぞれ大津波警報、噴火警報、震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づけている。（気象庁）

